



施設等利用給付認定の御案内



施設等利用給付認定とは？

施設等利用給付認定を受けると、下記に該当する子どもの**保育料が無償**となります。施設等利用給付認定を受けるためには、保育の必要性を証する書類の提出が必要です。

※無償となる保育料の金額には、それぞれ上限額があります。

幼稚園・認定こども園（1号認定）で預かり保育を利用する子ども

【対象者】

施設等利用給付認定を受けた1号認定子ども

※施設等利用給付認定を受けるには、就労等の要件が必要です。

【無償化上限額】

月額11,300円まで（日額450円上限）

※預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。（一部園を除く）

（月額11,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

東近江市立認定こども園の預かり保育と一時預かりについて

一時的な保育需要に対処するものであり、緊急又は一時的な保育等に限りませう。

民間園の「預かり」と「一時預かり」については、直接園へ御確認ください。



認可外保育施設等を利用する子ども

【対象者と無償化上限額】

対象者	無償化上限額
施設等利用給付認定を受けた 認可外保育施設等を利用する3～5歳児	月額37,000円まで
施設等利用給付認定を受けた 住民税非課税世帯の0～2歳児	月額42,000円まで
施設等利用給付認定を受けた 1号認定子ども（一部園対象外）	月額11,300円まで（預かり保育との合算額）

※施設等利用給付認定を受けるには、就労等の要件が必要です。

【対象となる施設・事業（特定子ども・子育て支援施設等）】

- (1) 認可外保育施設
- (2) 一時預かり事業
- (3) 病児保育事業
- (4) ファミリー・サポート・センター事業

※市内の特定子ども・子育て支援施設等は、市ホームページで確認することができます。

施設等利用給付認定の申請方法

【必要書類】

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ・保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書
- ・保護者の就労証明書等添付書類（要件により必要書類は異なります。）

【提出期限】

上記保育サービスの利用希望月の前月5日まで

※保育所等が不承諾となった方は、期限が異なる場合があります。

【申請方法】

必要書類を幼児課又は支所窓口へ提出してください。

※認可保育施設を利用の方は、施設でも提出いただけます。



【無償化対象者】

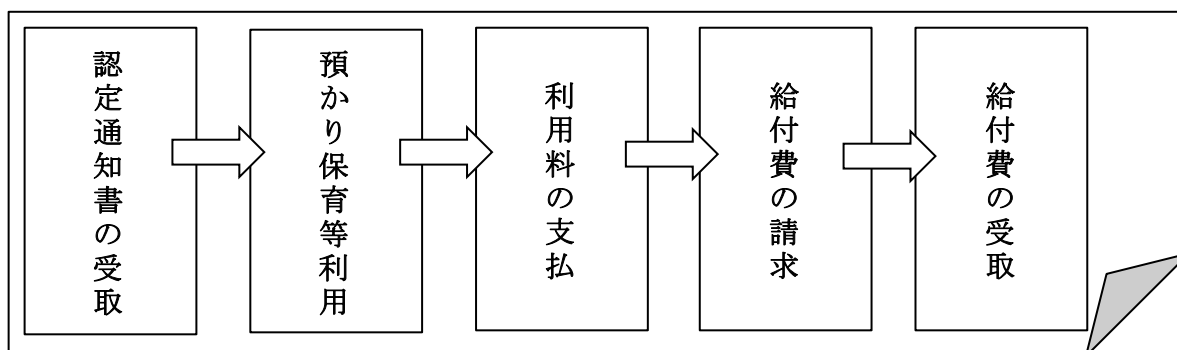
- ・3～5歳児で保育の必要性のある方
- ・0～2歳児で保育の必要性のある方のうち住民税非課税世帯である方

※認可保育所、認定こども園（2・3号認定）及び地域型保育事業を利用していない子どもが対象です。

※保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、行事費、給食費、おやつ代等）は対象外です。

※幼稚園での預かり保育の提供時間が、平日8時間未満又は年間200日未満の場合には、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となります。（月額上限11,300円）

【施設等利用給付認定後の流れ】



※一部の施設については、無償化上限額まで支払いが免除されているため、給付費の請求等は必要ありません。

お問合せ先
東近江市こども未来部幼児課
TEL：0748-24-5647
IP：050-5801-5647